



個人編

恵庭市相生町 住居表示事業のしおり

令和3年3月13日から住所の表わし方が変わります



お問い合わせ: 恵庭市役所 生活環境部市民課 住居表示担当
☎061-1498 恵庭市京町1番地 ☎0123-33-3131(内線1122)
✉shimin@city.eniwa.hokkaido.jp

目次



はじめに	1
住居表示とは	1
本市におけるこれまでの住居表示事業	1
住居表示実施による住所の表わし方	2
新しい住所のお知らせ	3
住所の表示変更のお知らせハガキ	3
<u>住所変更手続きが不要な主なもの</u>	4
<u>皆さまに住所変更の手続きをしていただく主なもの</u>	5
①市役所関係	5
②不動産関係	5
③自動車関係	6
④年金・保険関係	6
⑤学校関係	6
⑥その他	6
今後お届けする予定のもの	7

はじめに



皆様がお住いの相生町（あいおいまち）では、令和3年3月13日に住居表示事業が行われます。住居表示が行われると、住所の表わし方が変わるため、引越しをしなくとも様々な住所の変更手続きが必要となります。

本書では、住居表示の実施により何が変わり、どのような手続きが必要となるか、また、手続き不要なものについてもご案内いたします。

何かとご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

住居表示とは



現在、相生町では「相生町〇〇番地」という土地の地番を住所として使用しています。地番は土地の分割（分筆）や複数の土地をまとめる合筆により番号が変わる性質があります。

そのため、長い歴史の中で600番の左隣は33番、右隣は50番などと地番に連続性がなくなり、分かり難くなっています。これを地番とは別の法則によって住所を付定し、分かりやすいまちづくりを行うのが住居表示事業です。

本市におけるこれまでの住居表示事業



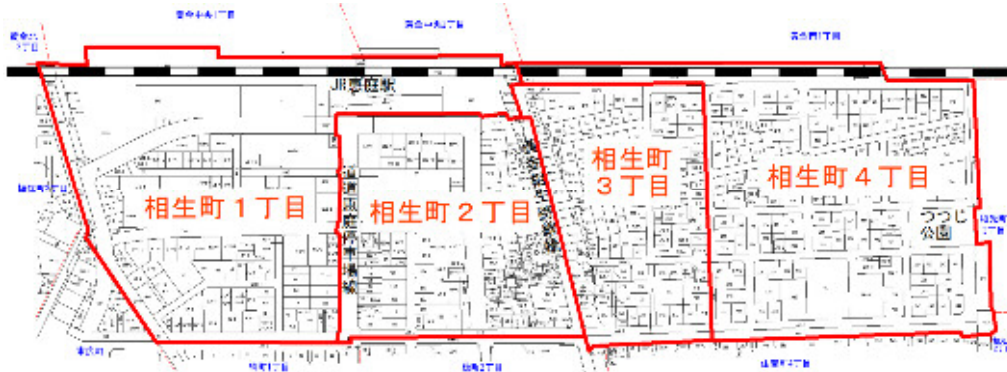
恵庭市では、平成7年度より住居表示事業を開始し、これまでに19地区の実施を行ってきました。

実施年度	対象地区	新町名	実施年度	対象地区	新町名
H7年度	有明町	有明町1～6丁目	H14年度	和光町	和光町1～4丁目
H8年度	大町	大町1～4丁目	H15年度	牧場	美咲野1～6丁目
//	文京町	文京町1～4丁目	H16年度	住吉町	住吉町1～4丁目
H9年度	白樺町	白樺町1～4丁目	H17年度	緑町	緑町1～2丁目
H10年度	駒場町	駒場町1～6丁目	H18年度	幸町	幸町1～4丁目
H11年度	桜町	桜町1～4丁目	H20年度	戸磯の一部	和光町5丁目
H12年度	島松本町	島松本町1～4丁目	H24年度	北柏木町1丁目	北柏木町1～2丁目
//	島松仲町	島松仲町1～3丁目	H26年度	柏木町の一部	柏木町1～3丁目
H13年度	島松旭町	島松旭町1～4丁目	H27年度	柏木町の一部	柏木町4～5丁目
//	島松東町	島松東町1～4丁目	R2年度	相生町	相生町1～4丁目

住居表示実施による住所の表わし方



相生町では住居表示と合わせて町の分割も行います。そのため、「町名」と「住所の表わし方」が変わります。町名は相生町が廃止となり、相生町1丁目～相生町4丁目が新しく設定されます。郵便番号は変わりません。



住所は「町名+街区符号+住居番号」で表し、相生町〇〇番地だったものが、相生町〇丁目〇番〇号になります。街区符号は、道路などで囲まれた一団の土地に順序良く付番されたものを指します。住居番号は、土地の境界とは異なる基礎番号というものを等間隔で割り振り、建物の出入口が面する基礎番号区間の番号が住居番号になります。

(町名) 相生町1丁目



これにより、広い土地が並ぶ場合などに住居番号が飛ぶことがあります。土地の大きさや番号が変わった場合でも住所の連続性が保たれるようになります。

なお、土地の地番は住居表示実施後も変わりませんので、本籍の表示や土地の所在は町名のみが変更となります。

<住所の表示>

相生町602番地 → 相生町1丁目2番8号

※マンションなどの場合は
部屋番号が住居番号に含まれます

相生町1丁目2番8-〇△□号

<本籍の表示>

相生町602番地 → 相生町1丁目602番地

<土地の所在>

相生町602番 → 相生町1丁目602番



新しい住所のお知らせ



新しい住所（町名、街区符号、住居番号）は、**令和3年2月末までに「住居表示決定通知書」でお知らせする予定**です。また、町名と住居番号を表記した住居番号表示板をお配りします。郵便受けなど、見やすい場所に貼り付けていただきますと、一層住所を探しやすくなり、郵便物等の誤配を防止できます。

住居表示決定通知書		
住居表示に関する法律第3条第2項の規定に基づき、あなたの住居について次のとおり街区符号及び住居番号を付きましたので、同条第3項の規定により通知します。		
氏名(世帯主)、名称又は施設の名称	●● ●● 様	
住居表示の施設の種類	実施前	北海道恵庭市相生町△番地□
	実施後	北海道恵庭市相生町○丁目▲番■号
住居表示の実施年月日	令和3年3月13日（効力発生）	

令和 年 月 日

北海道恵庭市長 印

住所の表示変更のお知らせハガキ



住居表示決定通知書と合わせて、新しい住所を親戚・知人などにお知らせいただくための葉書をお配りします。

※一世帯50枚を予定しています。

お知らせしたい相手方の名前や住所、ご自身の変更前後の住所などを記入いただき、同封する封筒に入れて郵便局へ持参又はポストに投函いただくと無料で送付することができます。

※新しい住所がお使いいただけるのは実施日である令和3年3月13日以降となりますので、それより前に出された新しい住所が記載された郵送物は届きませんのでご注意ください。

※旧住所で宛先が記入された郵便物は最低1年間は配達されます。

住所の表示変更のお知らせ	
住居表示の実施により令和3年3月13日から、恵庭市相生町の住所の表示が変更されました。下記お知り合いの方へこれから郵便物をお出しの際は、必ず新住所でお書きください。 ※住居表示は住所の表示変更であり、お引越しされたものではありません。	
【旧住所】〒061-1448	恵庭市 相生町 _____ 番地 (_____) 方
↓	
【新住所】〒061-1448	恵庭市 相生町 _____ 丁目 _____ 番 _____ 号 (_____) 方
【住所の表示変更となった方の氏名】	
※同居人の方は、「何方々」までお書きください。	

住所変更手続きが不要な主なもの



住居表示の実施後は、住所の表わし方が変わるため、引越しの時のように様々な手続きが必要となります。まずは、市役所、その他公共サービス機関などが住所の書き換えを行うため、**皆さまの手続きは不要なもの**についてお知らせします。

区分	項目	説明
市役所	住民票(住民基本台帳)	市役所で書き換えます。 ※実施日当日はシステム更新作業のため、相生町にお住まいの方の休日交付及び全市民のコンビニ交付を停止します。
	印鑑登録原票	
	戸籍、戸籍の附票	市役所で書き換えます。
	選挙人名簿	
	市税(個人市民税、固定資産税、軽自動車税等)	市役所で書き換えます。 ※令和3年4月中旬発送予定の固定資産税・都市計画税通知書の宛名表記は新住所、物件所在の表記は令和3年1月1日時点での情報(相生町のまま。令和3年から新住所表記。)となります。 ※『令和3年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)』における住所の表記は、令和3年1月1日時点での情報(相生町のまま)となります。
	国民健康保険被保険者証	実施後、2週間以内に新しい被保険者証・受給者証を送付します。 ※新しいものが到着するまで、古いものをご使用いただけます。 ※次のものも同様に送付されます。国民健康保険・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、国民健康保険・後期高齢者医療限度額適用認定証、国民健康保険・後期高齢者医療特定疾病療養受領証、ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証
	後期高齢者医療被保険者証	
	介護保険被保険者証	
	子ども医療費受給者証	
	パスポート	ご自身で旧住所に二重線を引き、新住所を記入してください。
母子健康手帳		
	マイナンバー通知カード(紙製)	更新手続きは廃止になっており、住所が変わることでマイナンバーを証明する書類としての効力がなくなります。 ※マイナンバーカード(顔写真入りプラ製)をお持ちの方は変更手続きが必要です。→P5参照
その他税	国税・道税(所得税、普通自動車税等)	各機関で書き換えます。
日本年金機構	国民年金第1号被保険者(加入者)	日本年金機構で書き換えます。 ※厚生年金加入者は会社を通して、共済年金関係は各共済組合を通して変更手続きが必要です。→P6参照
	国民年金・厚生年金受給者	
法務局	土地・建物登記簿の表題部	法務局で書き換えます。 ※権利部の所有者住所はご本人の申請があるまで変わりません。→P5参照
その他公共サービス	NHK、NTT(固定電話)、北海道電力、水道、郵便局	市役所から新旧住所の対照表を通知します。 ※北海道電力以外の電力会社、ガス、灯油などと契約がある方は変更手続きが必要です。

皆さまに住所変更手続きをしていただく主なもの



皆さまご自身が手続きをしていただく必要があるものについてお知らせします。
ご自身が該当する項目についてご確認ください。

市が発行する住所の表示変更証明書を用いることで手続きに要する手数料は無料です（各手続きにおける郵送料や司法書士等への依頼料などは実費をご負担いただくこととなります）。

いずれの手続きも実施日である令和3年3月13日以降に可能となります。

区分	項目	説明	手続き先
① 市役所関係	マイナンバーカード (顔写真付きプラ製)	カードの記載事項変更と内部データの更新作業が必要です。 ※日中お仕事等で来庁困難な方へ向け、土日祝日又は夜間の特別開庁を予定しております。詳しくは2月頃にご案内いたします。 ※紙製のマイナンバー通知カードは更新手続きが廃止となっており、住所が変わることでマイナンバーを証明する書類としての効力がなくなります。	市民課 マイナンバー担当 ☎内線1121
	住民基本台帳カード (顔写真付き)	カードの記載事項変更と内部データの更新作業が必要です。 ※日中お仕事等で来庁困難な方へ向け、土日祝日又は夜間の特別開庁を予定しております。詳しくは2月頃にご案内いたします。 ※住民基本台帳カードは、現在の有効期限到来後は、更新はできませんのでマイナンバーカードへの切替をおすすめします。	市民課 住民記録担当 ☎内線1113
	在留カード	カードの記載事項変更が必要です。	市民課 住民記録担当 ☎内線1113
	障がい関係手帳	身体障害者・療育・精神手帳の記載事項変更が必要です。	障がい福祉課 ☎内線1215
	療育手帳	18歳未満の療育手帳の記載事項変更が必要です。	子ども家庭課 ☎内線1241
② 不動産関係	土地・建物登記簿	権利部の所有者住所欄の変更手続きが必要です。 ※表題部の所在地は法務局が書き換えを行います。権利部はご本人の申請があるまで変わりません。 ※恵庭市外の土地・建物を所有している方は、各不動産の所在地を管轄する法務局で手続きしてください。	恵庭市内の土地・建物：札幌法務局 恵庭出張所 ☎32-3057



区分	項目	説明	手続き先
③自動車関係	運転免許証	相生町に「住所」又は「本籍」がある場合、運転免許証の記載事項変更とICチップの更新手続きが必要です。 ※記載事項変更手続きのみ交番でできますが、ICチップに記載事項の書き込みが必要となりますので、千歳警察署等での手続きをお勧めします。	千歳警察署 ☎42-0110 札幌運転免許試験場 ☎011-683-5770
	普通自動車及び251cc以上の二輪車の車検証	必須ではありませんが、変更手続きがあるまで変わりません。 ※変更していない場合、売却や廃車を行う際に住所の表示変更証明書の提出が必要となります。	札幌運輸支局 ☎011-731-7166
	軽自動車及び126cc以上250cc以下の二輪車の車検証	必須ではありませんが、変更手続きがあるまで変わりません。 ※変更していない場合、売却や廃車を行う際に住所の表示変更証明書の提出が必要となります。	軽自動車検査協会 ☎050-3816-1763
	原動機付自転車及び小型特殊自動車	変更手続きは必要ありません。 ※新住所での標識交付証明書が必要な場合は、再交付手続きを行ってください。	市役所税務課 ☎内線1430
④年金・保険関係	厚生年金被保険者	各勤務先に手続きを確認してください。	各勤務先
	共済年金被保険者	各共済組合に手続きを確認してください。	各共済組合
	国民年金第3号被保険者(厚生年金等被保険者の扶養に入っている配偶者)	配偶者の勤務先に手続きを確認してください。	配偶者の勤務先
	共済年金受給者	各共済組合に確認して手続きを行ってください。	各共済組合
	健康保険	各勤務先に手続きを確認してください。 ※自営業者等が加入する国民健康保険の被保険者の方は手続き不要です。	各勤務先
⑤学校関係	各学校・幼稚園・保育園等	恵庭市外に通学、通園しているお子さんがいる方は各学校・幼稚園・保育園等に手続きを確認してください。	各学校・幼稚園・保育園等
⑥その他		北海道電力以外の電力会社、ガス・灯油会社、光回線会社、携帯電話会社、銀行、クレジットカード会社、医療等保険会社、その他各種免許証など、住所登録があるものは各社へ手続きを確認してください。	

各種手続きには、住民票等の住所変更を証明する書類を求められることがありますが、住居表示事業によって変更となった場合は、「住居表示決定通知書」または「住所の表示変更証明書」で証明することができます。

世帯主宛てに「住居表示決定通知書」を複数枚お配りする予定ですが、不足する場合は「住所の表示変更証明書」を無料で発行することができます。

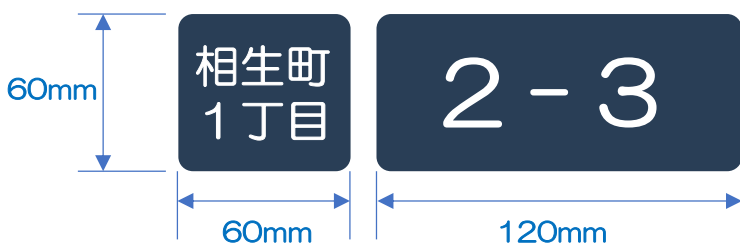
住居表示の実施により、皆さまには住所変更手続きのお手数をおかけしてしまいますが、相生町が分かりやすいまちへ生まれ変わるための事業にどうかご協力をお願いいたします。

今後お届けする予定のもの



実施日である令和3年3月13日に向け、現在、各種図面や新旧住所の対照表などの作成を進めており、**皆さまの新しい住所が決定するのは令和3年2月**を見込んでおります。

つきましては、新しい住所が決定次第、皆さまに下記のものをお届けする予定です。今しばらくお待ちください。

今後お届け予定のもの	内容
住居表示決定通知書	新しい住所をお知らせする通知で、旧住所から新住所に変更となったことを証する書類となります。
本籍変更通知書	相生町に本籍（戸籍）がある方宛てに町名が変更となったことをお知らせする通知です。
住居表示案内図	ご自宅を含め、相生町のどこがどのような住所の表示に変わったかを表す図面です。
住所の表示変更お知らせはがき	新しい住所を親戚・知人などにお知らせいただくために無料で送付できる葉書です。
土地・建物の所在（町名）変更通知書	土地・建物の所有者宛てに不動産のある所在の町名（登記簿の表題部）が変更となったことをお知らせする通知です。
登記申請書	不動産所有者の住所変更登記に使用する書式です。
町名表示板、 住居番号表示板	新しい住所の表示板です。出入口の門や郵便受けの近くなど、見やすい場所への貼り付けをお願いするものです。  <p>※マンションなどの場合は、号室名等を含まない番号板を1棟につき1セット配布予定です。</p>